

改正概要説明書	
国名：ドイツ	法令名：特許規則
改正情報：2011年5月26日規則(連邦法律官報 I, 996 ページ)第1条により最終改正の 2003年9月1日特許規則(連邦法律官報 I, 1702 ページ)	
<p><b>改正概要：</b></p> <p>今回の改正は、以下に示すように特許出願に係る手続き上の事項に関する事務的な部分の変更である。</p> <p>1. 300 ページを超える出願書類については、機械読取可能な形式による出願書類含む記憶媒体を提出しなければならない。従来は「2 個のデータ記憶媒体」によって提出しなかったが、「1 個のデータ記憶媒体」となった(第 6 条)。</p> <p>その他、ヌクレオチド及びアミノ酸配列の提示に関し、提出しなければならない記憶媒体の数が「2」から「1」に変更された(第 11 条)。</p> <p>2. 「医薬品についての補充的保護証明書」及び「植物保護製品についての補充的保護証明書」に係る規定において、「理事会規則」から「<u>欧州議会及び理事会の規則</u>」に改正された(第 20 条, 第 21 条)。</p>	
<p><b>改正内容：</b></p> <p>・ <b>第 4 条 (特許付与を求める願書)</b></p> <p>(7) 以下の規定が追加された。</p> <p>「特許法第 34a 条第 1 文に基づいて、生物学的材料の原産地は、願書に添付される別紙に表示されなければならない。」</p> <p>・ <b>第 6 条 (出願の方式要件)</b></p> <p>タイトルの「<u>出願書類</u>の方式要件」の下線部が削除され「出願の方式要件」に変更された。</p> <p>(1) 「300 ページを超える出願書類については、機械読取可能な形式による出願書類を含む <u>2 個のデータ記憶媒体</u>によっても提出しなければならない。」と規定されていたが、「1 のデータ記憶媒体」に変更され、提出するデータ記憶媒体の数が 2 から 1 に変更された。</p> <p>(2) 「特許クレーム、説明、図面並びに要約の文章及び図面は、各別紙面とし <u>3 通提出</u>しなければならない。」と規定されていたが、「各別紙面とし提出しなければならない」に変更され「3 通」が削除された。</p> <p>・ <b>第 7 条 (発明者の記名)</b></p> <p>(2) 発明者の表示に含めなければならない事項に関し、「1. 発明者の姓名、<u>居所及び宛先</u></p>	

(街路及び家屋番号、郵便番号、都市名、若しあれば郵便配達区域)」と規定されていたが、「居所」が削除された。

#### ・第9条 (特許クレーム)

(9) 特許クレームの記載に関し、「特許出願に図面が含まれている場合において、特許クレームの理解が容易になるときは、特許クレームに記載されている特徴の後に参照符号を付すことが好ましい。」と規定されていたが、下線部が削除され、「特許出願に図面が含まれている場合において、特許クレームに記載されている特徴の後に参照符号を付すことが好ましい。」に改正された。

#### ・第11条 (ヌクレオチド及びアミノ酸配列の提示)

(2) ヌクレオチド及びアミノ酸配列の提示に関し、「特許出願が書面でされるときは、出願書類に加え、各々が機械読取可能な形式での配列表を含む 2 のデータ記憶媒体を提出しなければならない。」と規定されていたが、下線部が削除され、かつ、「2 のデータ記憶媒体を提出しなければならない。」を「1 のデータ記憶媒体を追加して提出しなければならない。」に変更し、「特許出願が書面でされるときは、機械読取可能な形式での配列表を含む 1 のデータ記憶媒体を追加して提出しなければならない。」と規定された。

#### ・第15条 (後に提出された出願書類；出願書類の変更)

(1) 「公式の出願番号の通知後に提出される書類には、完全な出願番号を表示しなければならない。出願書類が手続過程において変更されるときは、出願人は、如何なる変更をも組み入れた完全な写しを提出しなければならない。当該完全な写しは、2 通を提出しなければならない。第6条(1)及び第11条(2)が準用される。」と規定されていたが、下線部(第3文)が削除され、かつ、「出願人は、如何なる変更をも組み入れた出願書類の完全な写しを提出しなければならない。」とされ、「出願書類の」なる文言が加えられた。

(4) 上記(1)において、第3文が削除されたことに伴い、「変更がドイツ特許商標庁の提議によるものであり、かつ、更なる変更なしに出願人により受け入れられている限り、出願人は、(1)第2文に記載の完全な写しに宣言書を添付しなければならない。」と規定され、「(1)第2文及び第3文」の下線部が削除された。

#### ・第19条 (請求書の提出)

(1) 「補充的保護証明書(特許法第49a条)の付与を求め、及び補充的保護証明書の存続期間の延長の請求は、ドイツ特許商標庁発行の様式により提出しなければならない。第4条(2)1., 4.及び5.並びに第14条(1), (3)から(5)までが準用される。」と規定され、下線部が加えられた。

(2) 「補充的保護証明書の付与を求める請求書には、親特許により付与された保護について記載した情報を添付しなければならない。」と規定され、下線部が加えられた。

**/第 20 条 (医薬品についての補充的保護証明書)**

「医薬品についての補充的保護証明書の付与、及び存続期間の延長を求める請求には、医薬品の補充的保護証明書に関する 2009 年 5 月 6 日の欧州議会及び理事会の規則 (EC)No. 469/2009 (OJ EC No. L152 2009 年 6 月 16 日, 1 ページ)の第 8 条に規定される情報及び書類を含めなければならない。」と規定され、下線部のように引用される規定が「理事会規則」から「欧州議会及び理事会の規則」に改正され、また、「、及び存続期間の延長を求める請求には、」とされ、下線部が追加された。

**・第 21 条 (植物保護製品についての補充的保護証明書)**

「植物保護製品についての補充的保護証明書の付与を求める請求には、植物保護製品の補充的保護証明書の創設に関する 1996 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則 (EC)No. 1610/96 (OJ EC No. L198, 8 月 8 日, 30 ページ)の第 8 条に規定される情報及び書類を含めなければならない。」と規定され、下線部のように引用される規定が「理事会規則」から「欧州議会及び理事会の規則」に改正された。